農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十三項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条、第百十二条第一項、第百十三条から第百十五条まで、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十条、第百二十一条第一項及び第百二十二条から第百二十六条まで、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第八条第二項、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第二項、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第五条第五項、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第二項、獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十五条第二項、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第二項並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）第十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

一　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）附則第五項

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第二項、第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十七条第二項

三　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第四条から第十一条まで

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　山本　有二

内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二十二条第四項、第二十八条第四項、第三十三条、第四十一条第一項、第二項、第四項及び第五項、第七十三条並びに第七十八条第二項及び第三項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三十二条）
第二章　経過措置（第三十三条―第三十八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（ガス事業法施行令の一部改正）

第一条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第四条を削る。

第三条中「第三十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同条第二号中「第三十二条第四項」を「第二十六条第四項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第三十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）

第二条　ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十五条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2　前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。

第五条を削る。

第六条第一項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条の二」を「第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条」に改め、「準用事業者」の下に「（法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十三条第六項及び第十五条第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三十八条第二項」を「第百五条」に、「第三十一条、第三十五条第二項及び第三十六条」を「第二十五条、第三十条第二項及び第三十一条」に改め、同条を第五条とする。